

令和5年度（令和4年度相当分）新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方等に対しては、申請により令和4年度相当分の介護保険料の減免が認められる場合があります。

1 減免の対象となる方（減免の要件）について

※減免の対象となる方は、以下の①もしくは②に該当する方です。

① 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

全額を減免

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年中の収入が減少した世帯の方で、以下の要件(1)～(3)の全てに該当する方

(1) 世帯の主たる生計維持者の令和4年中の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少したこと。

◎要件(1)の判定では、保険金・損害賠償等で補填される金額は、収入に含めて計算します。国県町から支給された各種給付金(持続化給付金など)の金額は、収入に含めないで計算します。

(2) 世帯の主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること。

(3) 世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

全額又は一部を減免

◎令和3年の収入が給与のみの非自発的失業者(※ア)は、非自発的失業者の軽減措置の対象となるため、上記減免の対象とはなりません。

(※ア)…65歳未満で会社都合等で離職された方で、「雇用保険受給資格者証」の「離職理由コード」が、「11、12、21、22、31、32、23、33、34」の方

◎「世帯の主たる生計維持者」とは、原則、世帯主のことです。また、世帯主の国保加入の有無は問われません。

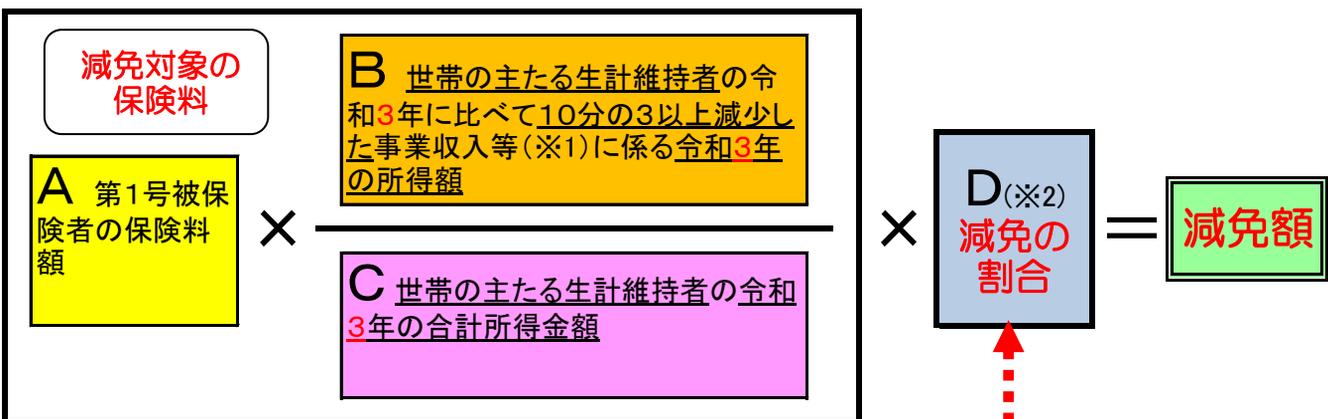
2 減免の対象となる保険料について

令和4年度相当分の保険料で、納期限が令和5年4月1日から令和5年12月31日までのもの

3 減免額の計算について

(注意)上記1の②「収入減少」(一部を減免)の場合の計算方法

保険料の減免額は、減免対象の保険料額(A×B/C)に、世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額に応じた減免割合(D)をかけた金額です。⇒ (A×B/C)×D=減免額



(※1) 事業収入等
…事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうちいずれか

| 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額 | D(※2)減免の割合 |
|-------------------------|------------|
| 210万円以下であるとき | 10分の10 |
| 210万円をこえるとき | 10分の8 |

【計算例】 まず、減免の要件(1)~(3)の全てに該当するか確認します。該当した場合、下記のような計算で減免額を計算します。

夫婦2人の世帯で、令和3年の主たる生計維持者の合計所得金額387万円、令和4年度の妻の介護保険料額が67,200円の場合

- ★夫の「事業収入」が令和3年比30%以上減少した
 - ・令和3年事業収入600万円（事業所得200万円）
 - ↓
 - ・令和4年事業収入300万円
前年比300万円減（50%減）

※「収入」とは、事業収入の場合、必要経費を差し引く前の売上（収入）金額等のことです。ただし、国県町から支給された各種給付金（持続化給付金など）は除きます。

令和4年度 年間保険料額(妻) **A 67,200円**

| 令和3年中の所得 | 夫 世帯主 (世帯の主たる生計維持者) | 妻 第1号被保険者 |
|----------|---------------------------|--------------|
| 事業所得 | B 200万円 | 0万円 |
| 不動産所得 | 0万円 | 0万円 |
| 山林所得 | 0万円 | 0万円 |
| 給与所得 | 100万円 | 0万円 |
| その他の所得 | 87万円 | 0万円 |
| 合計所得 | C 387万円 | 0万円 |



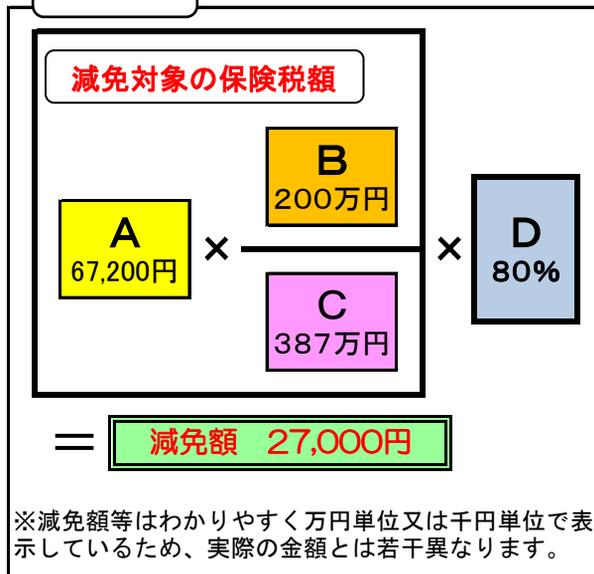
10分の3以上減少した収入に係る令和3年の所得

減免の割合 **D 10分の8** ※表ページの減免の割合参照

| 減免の要件 | 要件(1) 主収入減少割合 | 50% ≥ 30% | ○ |
|------------------|------------------|-----------|---|
| 要件(2) 主前年合計所得 | 387万円 | ≤ 1,000万円 | ○ |
| 要件(3) 主前年他所得 | 187万円 | ≤ 400万円 | ○ |

※減免の要件(1)~(3)の全てに該当

計算



4 減免の申請について

減免申請にあたっては、以下の書類の提出が必要となります。（このほか、必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。また、世帯の主たる生計維持者が所得の未申告の場合、減免は受けられません。）

① 世帯の主たる生計維持者が死亡した場合又は重篤な傷病を負った場合

- 令和5年度新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免申請書(令和4年度分)
- 死亡診断書の写し(死亡した場合) 医師の診断書等(重篤な傷病を負った場合)

② 世帯の主たる生計維持者の令和4年中の収入が減少した場合

- 令和5年度新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免申請書(令和4年度分)
- 令和5年度新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等申告書(令和4年度分)
- 主たる生計維持者の令和4年1月から12月までの収入が分かるもの(減少した収入分のみ)
収支明細書、会計帳簿、給与明細書の写しなど(令和4年1月から直近までの収入が確認できるもの)
- 主たる生計維持者の令和3年中の収入及び所得が分かるもの
確定申告書、町県民税申告書、源泉徴収票の写しなど
- 新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、令和3年中及び令和4年中に所得税の課税対象となる各種給付金(持続化給付金や雇用調整助成金など)が、国・県・町から支給されたことが分かるもの(支給された場合添付)
- 事業等の廃業が分かるもの(廃業の場合添付) 税務署に提出した廃業届・異動届の写しなど
- 失業が分かるもの(失業の場合添付)
雇用保険受給資格者証(両面)の写し・退職証明書・解雇理由証明書など
- 保険金・損害賠償等により補てんされる金額が分かるもの(収入減少が補てんされる場合添付)

◎「減免申請書」や「収入減少等申告書」は、吉見町ホームページからダウンロードできます。
また、より詳しい内容をホームページに掲載していますので、申請前にご確認ください。
ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

【お問い合わせ先及び申請先】

〒355-0192
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地
吉見町役場 長寿福祉課 介護保険係(1階4番窓口)
電話 0493-63-5013(直通)